

# 官報

号外 昭和三十六年十月二十一日

○第三十九回 参議院会議録第十号

昭和三十六年十月二十一日(土曜日)

午後二時六分開議

議事日程 第十号

昭和三十六年十月二十一日

午後一時開議

第一 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正(第1号)

一、昭和三十六年度一般会計予算補正(第1号)

一、昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)

一、日程第四 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

同

大和与一君  
加瀬完君

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

記

(第一順位) 青田源太郎君

案

一、日程第三 家畜商法の一部を改正する法律案

同

運輸委員  
亀田得治君

一部を改正する法律案

記

予備員岸田幸雄君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

一、日程第一 会計法の一部を改正する法律案

同

予算委員  
谷口慶吉君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

記

日本育英会法の一部を改正する法律案

一、日程第二 肥料取締法の一部を改正する法律案

同

法務委員  
江田三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

記

地方自治法の一部を改正する法律案

一、日程第三 家畜商法の一部を改正する法律案

同

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

同日本院は、裁判官彈劾裁判所裁判員岸田幸雄君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

記

家畜取引法の一部を改正する法律案

一、日程第一 会計法の一部を改正する法律案

同

運輸委員  
金丸富夫君

付された左の議案を内閣委員会に付託した。

記

税の臨時特例に関する法律案

一、日程第一 会計法の一部を改正する法律案

同

社会保険審議会及び社会保険医療協会法の一部を改正する法律案

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

記

日本育英会法の一部を改正する法律案

○本日の会議に付した案件

一、講暇の件

一、日程第一 会計法の一部を改正する法律案

野上 道君	手島 栄君	農林中央金庫法の一報を改正する法	農林水産委員会に付託	建設委員	西川甚五郎君
谷村 貞治君	武藤 常介君	農林水産委員会に付託	法務委員	予算委員	北畠 敦真君
同 決算委員	田中 一君	日本国有鉄道法の一部を改正する法	地方行政委員	同	加藤シヅエ君
同 館 哲二君	大和 尚一君	運輸委員会に付託	法務委員	基 政七君	同
同 日本院は、衆議院議員竹内俊吉君が 海外移住審議会委員に就くことができ ると議決した旨内閣に通知した。	同 日十九日議長において、常任委員の 補欠を左の通り指名した。	同 日衆議院から、同院において修正議 決した左の内閣提出案を受領した。	同 大蔵委員	同 懲罰委員	横山 フク君
同 長谷川保君及び参議院議員林屋亀次 郎君が國立近代美術館評議員会評議員、 文教委員	同 予算委員	同 大蔵委員	同 大蔵委員	同 議院運営委員	同
同 日日本院は、衆議院議員田邊國男君、 文教委員	同 銀木 品吉君	同 予算委員	同 予算委員	同 加瀬 完君	同 大和 少一君
同 就くことができるとして議決した旨内閣 に就くことができるとして議決した旨内閣 に通知した。	同 青木 一男君	同 青木 一男君	同 青木 一男君	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君
同 高田富之君、同谷垣專一君、同中澤 茂一君、同長谷川四郎君、参議院議員 木内四郎君、同清澤俊英君及び同最上 英子君が蚕糸業振興審議会委員に就く とした。	同 佐多 忠隆君	同 佐多 忠隆君	同 佐多 忠隆君	同 田中 一君	同 江田 三郎君
同 同高田富之君、同谷垣專一君、同中澤 茂一君、同長谷川四郎君、参議院議員 木内四郎君、同清澤俊英君及び同最上 英子君が蚕糸業振興審議会委員に就く とした。	同 武藤 常介君	同 武藤 常介君	同 武藤 常介君	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君
同 特別措置法案	同 決算委員	同 同日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よって議長は即日これを委員会 に付託した。	同 会計法の一部を改正する法律案可決 報告書	同 同同日委員長から左の報告書が提出され た。	同 同同日衆議院から左の審査のため左の議 案が送付された。よって議長は即日こ れを委員会に付託した。
同 大蔵省設置法の一部を改正する法律 案	同 特別措置法案	同 同同日内閣から、左記の者を公共企業体 等労働委員会委員に任命致したいの で、公共企業体等労働関係法第二十条 第二項の規定に基づき本院の同意を求 める旨の要求書を受領した。	同 肥料取締法の一部を改正する法律案 可決報告書	同 同同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同 同同日衆議院から左の議案が提出され た。
同 内閣委員会に付託	同 大蔵委員	同 同同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同 地方行政委員	同 同同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同 同同日衆議院から左の議案が提出され た。
同 北方地域旧漁業権者等に対する特別 措置に関する法律案	同 記	同 同同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	同 法務委員	同 高田なほ子君	同 商店街組合法案(松平忠久君外二十 八名提出)
同 農業近代化資金助成法案	(六月二日公共企業体等労 働関係法第二十四条第一項後段の規定により失職 した)阪田泰二の後任	同 大蔵委員	同 江田 三郎君	同 加瀬 完君	同 商工委員会に付託
同 文教委員	同 文教委員	同 太田 正孝君	同 青木 一男君	同 高田 なほ子君	同 高田 なほ子君
同 農林水産委員	同 農林水産委員	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君	同 農林水産委員会に付託
同 運輸委員	同 運輸委員	同 亀田 得治君	同 亀田 得治君	同 太田 正孝君	同 同
同 大和 与一君	同 大和 与一君	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君	同 亀田 得治君	同 同
同 大蔵委員	同 大蔵委員	同 青木 一男君	同 青木 一男君	同 亀田 得治君	同 同
同 文教委員	同 文教委員	同 野本 品吉君	同 野本 品吉君	同 亀田 得治君	同 同
同 農業信用基金協会法案	同 農業信用基金協会法案	同 亀田 得治君	同 亀田 得治君	同 亀田 得治君	同 同
同 大川 一司	同 大川 一司	同 大川 一司	同 大川 一司	同 大川 一司	同 同

中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案	昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案
年金福祉事業団法案	昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧に関する特別措置法案
児童扶養手当法案	昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特別措置法案
通算年金通則法案	昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案	昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の範囲に関する法律案
社会労働委員会に付託臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案	昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害による公営住宅法の特例等に関する法律案
石炭鉱山保安臨時措置法案	昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案
商工委員会に付託同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用による災害を受けた小型の漁船の建造に関する特別措置法案
公立高等学校的設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案	昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。	昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する条例の特例に関する法律案
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年八月の風水害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案	昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年八月の北美灘地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する法律案	昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年八月の北美灘地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特別措置法案
昭和三十六年五月の風害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による災害を受けた公共土木施設等の災害	昭和三十六年五月の風害若しくは風水害又は同年八月の北美灘地震による災害を受けた公共土木施設等の災害

同日内閣から、参議院議員山本伊三郎君提出林野特産物（林野雜產物）を含む。補償の受給資格に関する質問について、富士演習場問題に関連する重要な問題を含んでいるので、慎重な検討を要するため、昭和三十六年十月二十日まで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

○議長（松野鶴平君） これより本日の会議を開きます。  
この際、お詫びいたします。青柳秀夫君から、病氣のため会期中請假の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長（松野鶴平君） 日程第一、会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事上林忠次君。

## 官報（号外）

## 審査報告書

## 会計法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと認めた。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月十九日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の契約制度の適切な運営を確保するため、契約の相手方の選定、契約の締結、契約の履行の監督及び検査その他契約事務に関する基本的事項を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 会計法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

## 会計法の一部を改正する法律案

## 会計法の一部を改正する法律案

第二十九条を次のように改める。  
第二十九条 各省各庁の長は、第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 各省各庁の長は、第十五条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第四章中第二十九条の次に次の十一条を加える。

第二十九条の二 各省各庁の長は、

政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

きる。

各省各庁の長は、必要があるときには、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前四項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官といふ。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少數で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付するところにより、指名競争認められる場合は、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付するところにより不利と認められる場合には、政令の定

担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事務がある場合（契約担当官が第五項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

前項の競争に加わらうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

それは、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをする場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

めることにより、随意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めると

ころにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そらとする場合においては、その競争に加わる

うとする者をして、その者の見積りの額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。

ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるとところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令で定めるところにより、国庫に納めさせることができる。前項の規定によるとところにより、國債又は確定するところにより、國債又は確定される有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定に

による競争（以下「競争」という。）

は、特に必要がある場合においてせり充りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合には、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の競争に付する場合においては、政令の定めるとところにより、予定価格の範囲内での最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国庫に納めさせなければならない。

前項の原因となる契約のうち政令で定めるものとすると、ただし、国庫に納めさせなければならない。

前項の規定により、その者により当該契約の相手方に係る価格にて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国庫に納めさせなければならない。

前項の規定により、その者により当該契約の相手方に係る価格にて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国庫に納めさせなければならない。

前項の規定により、その者により当該契約の相手方に係る価格にて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国庫に納めさせなければならない。

前項の規定により、その者により当該契約の相手方に係る価格にて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国庫に納めさせなければならない。

の定めるところにより、予定価格

の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該の相手方とすることができる。

第二十九条の四 第二項の規定により、契約の目的、契約金額、

履定期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところ

により、契約の目的、契約金額、

履定期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利なもの

については、同項の規定により契約書を作成して最も有利なもの（同項ただし書き）にあつては、次に有利の

の全部又は一部を納めさせないこ

とができる。

第二十九条の四 第二項の規定により、前項の契約保証金の納付につれて、これを準用する。

第二十九条の十 前条の規定により

納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）

は、前項の契約保証金の納付につれて、これを準用する。

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められの場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を團納する場合その他政令で定める場合においては、そ

に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一

部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認をし

含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当

の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保される

と認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

各省各府の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各府の職員又は他の各省各府所屬の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところに

より、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれら

の経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第四十八条第一項中「認証」の下に「、契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第一項中「認証」の下に「、契約」を加える。

十 会計法第二十九条の十一第

四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうこと

を命ぜられた職員

「、会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

〔上林忠次君登壇、拍手〕

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十

二号）の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六

号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 会計法第二十九条の二第三

項に規定する契約担当官

第二条第一項に次の二号を加える。

十 会計法第二十九条の十一第

四項の規定に基づき契約に係

る監督又は検査を行なうこと

を命ぜられた職員

「、会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

〔上林忠次君登壇、拍手〕

○上林忠次君 ただいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案の

大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、さきの第三十八回国会において本院で可決し、衆議院において審査未了となつたものと同一内容のものでありまして、國が行なう売買、貸借、請負等の契約の制度を整備し、契約事務の円滑化をはかるため、会計法に所要の改正を加えようとするものであります。

約事務の円滑化をはかるため、会計法に所要の改正を加えようとするものであります。

二号）の一部を次のようにより改正する。

の場合は一般競争による」ととします。とするものであります。

第二点は、競争契約の場合の落札方式についての改正であります。歳入原因契約については最高の、歳出原因契約については最低の価格の入札者を従来どおり落札者とすることをその内

容としていますが、一定額以上の請負契約事務の円滑化をはかるため、会計法に所要の改正を加えようとするものであります。

二号）の一部を次のようにより改正する。

約について、手続を簡素化するための必要な規定を設けようとするものであります。

そのほか、契約書の作成、入札保証金、契約保証金等、従来、予算決算及び会計令に定められております事項につき、内容を若干整備してその法律化をはかり、また、契約事務の担当者等の任命や責任についても規定の整備明確化をはかるとするものであります。

委員会の審議におきましては、本改正によって一般競争契約が増加するかどうかは疑問であり、中小企業が官需に応じる機会をますます狭めることにはならないか、工事種別や工事金額の大中小等に対応する業者の格付けを行ない、中小企業に官需ができるだけ確保すべきではないか等の質疑がなされました。詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して第二十七条から第二十条まで及ぶ第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。
- 2 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四条、第五条、第十七条から第二十条まで及ぶ第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

農林水産 仲原 善一  
参議院議長 松野鶴平殿

農林水産 仲原 善一  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

○議長(松野鶴平君) 日程第二、肥料取締法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由

この法律案は、肥料事情の推移にかんがみ、新たに植物の栄養として直接植物にほどこされる物を

も肥料取締法の適用対象とするとともに、特定の肥料について、公定規格で定める農業その他の物を

公定規格で定めるところによつて混入する場合に限つて、異物の混入を認めることとするものであつて、妥当と認める。

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のよう改正する。

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

家畜商法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

家畜商法の一部を改正する法律案

第二十五条第一項中「土地にほどこされる物」を「土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」に改める。

農林水産 仲原 善一  
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

本法施行のため特に費用を必要としない。

たゞ、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料について公定規格で定める農業その他の物を公定規格で定めるところ

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、家畜の免許の資格に関する規定を整備し、その

資格は、所定の講習会の課程を終了した者又はその者を家畜取引の業務に従事する使用人等として置いている者であることを要件とし、また、家畜商に対し、営業保證金を供託させる制度を設けるとともに、所定の帳簿を備付けさせ、

都道府県知事はその職員に立ち入り検査させることができることとする等を規定したものであつて、妥当と認められる。

## 二、費用

本法施行のため、会議費として家畜取引法が施行に要する分と併せて、約十六万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。家畜商法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十三日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
參議院議長 松野鶴平殿

## 家畜商法の一部を改正する法律案

### 家畜商法の一部を改正する法律

百八号) の一部を次のようにより改正する。

第一条中「免許制度を実施することにより」を「免許、営業保證金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もつて」に改める。

第三条第一項中「省令」を「農林省令」に改め、同条に次の一項を加える。

四 家畜の取引の業務を行なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する當該業務に従事する者のすべてが前条第二項第一号に該当する者でないもの

2 第三条第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事は、同号の講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

三 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第六条第一項中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に改め、同条第一項中「第三条の免許を与えたときは」を「第三条第一項の免許を与えたときは、農林省令で定める

人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの

第四条の二 都道府県知事は、毎年一回を常例として、第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される年については、この限りでない。

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四号若しくは第五号に該当する」となつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなることとなつた場合を除く。）に改め、同条第二項中「左の各号」を

に属する同号に該当する者のす

に応じ」に改める。

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四号

第一号若しくは第二号に該当するととき」を「第四条第一号、第二号、第四号

第一号若しくは第三号に該当する」となつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなることとなつた場合を除く。）に改め、同条第二項中「左の各号」を

に属する同号に該当する者のすに応じ」に改める。

第七条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第一項中「第四号若しくは第三号に該当する」となつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき（同項第一号に該当することとなることとなつた場合を除く。）に改め、同条第二項中「左の各号」を

第八条中「第三条の免許」を「第三条第一項の免許」に、「業務」を

「事業」に改める。

第九条中「免許の申請」の下に

「第三条第二項第一号の講習会の実施方法」を加え、「まつ消」を「消除」に改める。

第十条の見出し中「取引業務の制限」を「取引の事業に関する制限」に改め、同条中「業務」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 家畜商は、第三条第二項第一号に該当する者以外の者を当該家畜商の家畜の取引の業務に従事させることはならない。

3 家畜商で、第三条第二項第一号に該当するもの(法人を除く。)は、商の家畜の取引の業務に従事させてはならない。

4 第十条の二 前項の規定は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林省令で定めるその他の有価証券をもつて、これに充てることができる。

(營業保証金の供託)  
第十一条の一 家畜商は、當該家畜商の住所のものよりの供託所に供託しなければならない。

2 家畜商は、當該家畜商が供託した營業保証金にいつたときは、供託物受入れの記載の

ある供託書の写しを添付して、その旨を住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 家畜商は、前項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

4 第十条の三 前条第一項の營業保証金の額は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ一人である場合には二万円、一人を超える場合には一万円にその数に相当する数を乗じて得た額を二万円に加えて得た額とす。

(營業保証金の不足額の供託等)  
第十一条の五 家畜商は、当該家畜商の取引の業務に従事する者の数が増加したため、又は前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、營業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その不足額を住所のもよりの供託所に供託しなければならない。

5 第十条の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の取りもどし)  
第十一条の七 家畜商名簿の登録が消除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、當該家畜商であつた者が供託した營業保証金を取りもどすことができる。

6 第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の保管替え等)  
第十一条の八 家畜商は、その住所を移転したためそのものよりの供託所が変更した場合において、金銭の額をもつて營業保証金を供託しているときは、遅滞なく、法務省

て、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。

3 家畜商は、前条第一項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

4 第一条又は第二項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

(營業保証金の不足額の供託等)  
第十一条の五 家畜商は、当該家畜商の取引の業務に従事する者の数が増加したため、又は前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、營業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その不足額を住所のもよりの供託所に供託しなければならない。

5 第十条の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の取りもどし)  
第十一条の七 家畜商名簿の登録が消除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、當該家畜商であつた者が供託した營業保証金を取りもどすことができる。

6 第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の保管替え等)  
第十一条の八 家畜商は、その住所を移転したためそのものよりの供託所が変更した場合において、金銭の額をもつて營業保証金を供託しているときは、遅滞なく、法務省

令、農林省令で定めるところにより、これを供託している供託所に對し、費用を予納して、移転後の住所のものよりの供託所に供託し、當該家畜商が供託した營業保証金を取りもどすことができる。

3 家畜商は、前条第一項の規定により供託したときは、その移転前の住所のものよりの供託所に供託し、當該家畜商が供託した營業保証金を取りもどすことができる。

4 第一条又は第二項の規定による届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

5 第十条の三の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の取りもどし)  
第十一条の五 家畜商は、當該家畜商の取引の業務に従事する者の数が減少した場合において、營業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額をこえることとなつたときは、

6 第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の保管替え等)  
第十一条の八 家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業

契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権に關し、當該家畜商が供託した營業保証金にいつたときは、當該家畜商は、當該家畜商の取引に充てることができる。

2 家畜商は、當該家畜商が供託した營業保証金にいつたときは、當該家畜商は、當該家畜商の取引に充てることができる。

3 家畜商は、當該家畜商が供託した營業保証金にいつたときは、當該家畜商は、當該家畜商の取引に充てることができる。

4 第十条の二第二項及び第十条の三第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の保管替え等)  
第十一条の八 家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業

所ごとに、家畜の取引に関する帳簿を備え、これに、家畜の取引のあつたつと、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別の頭数その他農省令で定める事項を記載しなければならない。

## (立入検査)

第十三条の三 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させることができることとする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示する。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過するまでに、政令で定める日から施行する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

第十二条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第一号中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十条第二項又は第三項の規定に違反した者

第十三条中「業務」を「事業」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

1 第十一条の規定に違反した者

2 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

3 第十一条の三第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

4 旧法の規定によつて交付された家畜商免許証は、経過措置期限までは、新法の規定によつて交付された家畜商免許証とみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して十月以内に少なくとも一回新法第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その期間内にその都道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なうる講習会が開催される場合は、この

の規定により新法第三条第一項の免許を受けた者は、その日までに免許を受けた者についてはその免許の申請に対し免許をするかどうかを記載しなければならない。

6 附則第二項の規定により免許を受けた者は、その者について同号に該当しないこととなつたときは、(同項第一号に該当することとなつた場合を除く。)とあるのは、「第四条第一号若しくは第二号に該当することとなつたとき」とする。

7 前項に規定する者については、経過措置期限までは、新法第十条第二項及び第三項並びに第十条の二から第十条の七までの規定は、適用しない。

8 附則第六項に規定する者が、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに新法の規定により新法第三条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請をしたがその期限までにこれについて免許をするかどうかの処分が

以下「経過措置期限」という。)までは、新法の規定により当該免許を受けた者とみなす。

9 前項の規定により営業保証金を供託した者は、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その住所地を管轄する都道府県知事に對し、新法第十条の二第二項の規定による届出をしなければならない。

10 都道府県知事は、附則第八項の規定により営業保証金を供託しなければならない者から前項の規定による届出がなされたときは、その者に与えた新法第三条第一項の免許を取り消すことができる。

11 前項の場合には、新法第七条第三項の規定を準用する。

12 新法第十条の四の規定は、この法律の施行前に締結された家畜の取引(新法第二条に規定する家畜の取引をいう。)の契約により生

家畜商法(以下「新法」という。)

の規定により新法第三条第一項の免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところにより、第十条の二第一項の規定により営業保証金を供託しなければならない。

じた債権に関しては、適用しない。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

### 審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月二十日

農林水産 仲原 善一

参議院議長 松野鶴平殿

右の内閣提出は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十三日  
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、家畜の改良増殖を計画的かつ効率的に行ない、農業經營の改善に資するため、家畜の改良増殖に関する目標を明らかにして、これを計画的に達成するための措置を定め、種畜及び家畜人等に規定する規定を整備し、家畜登録事業の公正な運営を確保する。

農林水産 仲原 善一  
参議院議長 松野鶴平殿

法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

2 國及び都道府県は、前項の規定により、家畜の改良増殖の促進による有効な事項として、助成等の援助

第一条の次に次の二章を加える。  
第一章の二 家畜の改良増殖に関する規制等

第三条の二 都道府県知事は、家畜改良増殖の促進のため、家畜改良増殖審議会の意見をきかなければならない。

(都道府県の家畜改良増殖計画)

るために必要な規制措置を講じ、農林省に家畜改良増殖審議会を設置する等について規定したものであつて、妥当と認められる。

#### 二、費用

本法施行のための経費として五

十万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

右の内閣提出は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

第一条中「種畜を確保し、その利

用を増強し、その他」を「家畜の改良増殖を計画的に行なうための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精に関する規制等について定めて、」に、「図る」とを「図り、あわせて農業經營の改善に資する」と改める。

第二条の見出し中「を促進する義務」を「の促進と家畜の導入」に改め、同条中「國又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても」を「國及び都道府県は、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の有畜農家育成基準は、農業經營の改善を図るために、第二条の二第一項の家畜改良増殖目標、農業經營の状況及び改善の目標等を勘案して農林大臣が有畜農業經營の育成に定める基準とする。

3 農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改良増殖審議会の意見をきかなければならない。

目次中「第一章 総則（第一条—第三条）」を「第一章 総則（第一条—第三条）  
増殖に関する目標等（第三条の二—第三条の五）」に、「第三章 家畜人工授精（第三条の二—第三章の二 家畜登録事業、第三十二条の三 家畜改良増殖審議会（第三十

精（第十一条—第三十二条）」を「第三章 家畜人工授精（第三条の二—第三章の二 家畜登録事業、第三十二条の三 家畜改良増殖審議会（第三十

精（第十一条—第三十二条）」を「第三章 家畜人工授精（第三条の二—第三章の二 家畜登録事業、第三十二条の三 家畜改良増殖審議会（第三十

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

(家畜改良増殖目標)

第三条の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん

羊、山羊、豚及び政令で定めるそ

の他の家畜（次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。）につ

き、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良增殖目標」という。）を定め、これを

公表しなければならない。

2 家畜改良増殖目標は、家畜の能

力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を

定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に則するものでなければならぬ。

3 農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改良増殖審議会の意見をきかなければならない。

3 農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改良増殖審議会の意見をきかなければならない。

良増殖目標に即し、当該都府県におけるその改良増殖に関する計画（以下「家畜改良増殖計画」といふ。）を定めることができる。

2 家畜改良増殖計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

### 一 家畜の改良増殖の目標

### 二 計画の期間

三 種付け又は家畜人工授精の用

に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するもの

の配置、利用及び更新に関する事項

四 前号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設その他の家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

五 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

六 講習会、共進会等の開催その他の家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

七 その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならぬ。

4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならぬ。

4 第二項但書の場合には、当該家畜人工授精を含む。以下同じ。）

第五条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条第一項中「種付（家畜人工授精を含む。以下同じ。）」

を「種付け又は家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取」に、「種付の用」

を「種付け又は家畜人工授精用精液」といふ。）の採取」に、「種付の用」

を「種付け又は家畜人工授精用精液」に改め、同条中「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

第五条の見出し中「種付」を「種付け等」に改め、同条中「種付の用」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用」に改める。

関する証明」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十一条中「精液採取証明書」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

4 第二項但書の場合には、当該家畜人工授精師は、当該家畜人工授精の所有者から精液採取を受けた離の家畜

精液の注入を受けた離の家畜

の所有者から精液採取に関する証明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

ならない。

第一 登録する家畜の種類

第二 登録の種類及び方法

第三 審査の基準に関する事項

第四 登録手数料に関する事項

第五 家畜登録等に関する事項

第六 家畜登録事業を行なう者（以下「家畜登録機関」という。）は、登

工授精等」を「第十三条第二項の家畜人工授精用精液証明書、同条第四項の精液採取に関する証明書、第十

五条の家畜人工授精等並びに第二十

二条第二項の授精証明書及び精液採

取に関する証明書」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

4 農林大臣は、登録規程につき第

一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該

変更後の登録規程の内容が、家畜

改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なると認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5 家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、省令で定める手続により、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(国の援助)  
第三十二条の三 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三十二条の四 農林大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(業務の停止命令)

第三十二条の五 農林大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律

に基づく命令に違反したときは、

家畜登録事業の業務の停止を命ずることができる。

2 第十九条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三章の三 家畜改良増殖審議会

第三十二条の六 農林省に家畜改良

(設置)  
第三十二条の七 審議会は、第三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するは

か、農林大臣の諮問に応じ、家畜登録機関に対する重要な事項を調査審議する。

(権限)  
第三十二条の八 審議会は、委員一

人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)  
第三十二条の九 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 第十九条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三章の三 家畜改良増殖審議会

第三十二条の十 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(部会)  
第三十二条の十一 審議会に、部会を置くことができる。

4 第三十二条の二第三項の規定により、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

4 第四十一条第一号中「第四項」の下に「第十三条第四項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 第三十二条の五の規定による

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることなどができる。

(組織)  
第三十二条の八 審議会は、委員一

人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

第三十二条の五 農林大臣は、家畜

農林大臣は、家畜登録事業の公

正な運営を図るため必要があると認めるときは、家畜登録機関から

家畜登録事業に關し必要な事項の報告を求めることができる。

第三十八条に次の二号を加える。  
第三十二条の二第一項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで家畜登録事業を行なつた者

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会員)  
第三十二条の十一 審議会に、部会を置くことができる。

4 第三十二条の二第一項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで登録規程を変更した者

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

4 第四十一条第一号中「第四項」の下に「第十三条第四項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 第三十二条の五の規定による

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることなどができる。

(組織)  
第三十二条の八 審議会は、委員一

人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

第三十二条の五 農林大臣は、家畜

2 この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつている者は、この

法律の施行の日から起算して一年

を経過する日までに、同項の規定

により、農林大臣に対し、その登録規程につき同項の承認の申請をしなければならない。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の

第三十二条の二第一項の承認を受けてた者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をするかどうかの処分がその日までになかつた者についてはその処分のある時。

4 次項において「経過措置期限」といふまでは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができ

る。

4 附則第二項に規定する者につい

ては、経過措置期限までは、改正

第三十四条中「種付」を「種付  
け、家畜人工授精」に改め、同条を  
同一の二項とし、同条に第一項として  
次の一項を加える。

4 附則第二項に規定する者につい

ては、経過措置期限までは、改正

後の第三十二条の二第三項、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しない。

うに改正する。律第一百五十三号)の一部を次のよ

うと改正します。

かくして質疑を終わり、討論に入ります。

かくして質疑を終わり、まず家畜商の改定案を改正する法律案について討

議する。定審議会

肥料需給安定法による肥料の需給及び価格の安定に関する重要な事項を審議すること。

かくして質疑を終わり、討論に入ります。

かくして質疑を終わり、まず家畜商の改定案を改正する法律案について討

議する。定審議会

### 第三十四条第一項の表中

肥料需給安

定審議会

を

家畜改良増殖法(昭和二十年五年法律第二百九号)によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

肥料需給安定法による肥料の需給及び価格の安定に関する重要な事項を審議すること。

肥料需給安

定審議会

を

### 【櫻井志郎君登壇、拍手】

○櫻井志郎君 ただいま議題となりました三つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたしました。

これらの法律案は、前国会に提案された三つの法律案について、委員会に

肥料のよう、植物の栄養に供するため直接植物に施されるものを肥料として、肥料取り締まりの対象としてようとするものであり、いま一つは、従来肥料に異物を混入することが一般に禁止されておりますが、特定の肥料について、特定の場合は異物の混入を認めることがあります。

肥料を設け、さらに家畜商にその事務に従事する使用者等として置いている制度を設け、家畜商にその職員をして立ち入り検査を行なわしめることが可能となる等を規定したものであります。

委員会におきましては、これら二つの法律案を一括して審議し、ます、政府当局から提案の理由等について説明を聞き、質疑に入り、政府当局に対しても、家畜の流通と家畜商の現況及びその取り扱い方針、講習会の趣意とその実施方法、営業保証金の目的とその額の決定基準、今回の法律改正の意義、家畜改良増殖の方針と計画及び有畜農

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、肥料取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

第一に、肥料取締法の一部を改正する法律案は、最近における肥料の改良進歩の状況にかんがみ、現行法に次の改正を加えようとするものであります。すなわち、その一つは、葉面散布

肥料需給安

定審議会

肥料需給安

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、家畜商法の一部を改正する法律案及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

本日委員長から左の報告書が提出されました。

〔参考朗読〕

昭和三十六年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、  
昭和三十六年度一般会計予算補正(第1号)、  
昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)、  
昭和三十六年度一般会計予算補正

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長小山邦太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(松野鶴平君) たゞいま議題となりました昭和三十六年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和三十六年度特別会計予算補正(特第2号)につきまして、

予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の一般会計予算補正是、最近の経済情勢を考慮し、また、本年発生災害に関する対策、公務員給与の改善等、当初予算作成後発生した事由に基づく経費を追加計上したもので、その額は、歳入歳出とも九百九十七億一千

余万円、補正を加えた昭和三十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも二兆五百二十四億九千余万円となりま

す。また、特別会計の予算補正是、十七の特別会計について行なわれ、補正を含めた昭和三十六年度特別会計の合計額は、歳入が四兆五千三百三十三億三千余万円、歳出が四兆二千五百六十億円余となります。

両案の内容につきましては、先般大臣より本議場において説明がありま

したので、省略いたします。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔小山邦太郎君登壇、拍手〕

これら補正二案につき、委員会は、十月十三日から本日まで七日余にわたりまして質疑を行ないました。以下質

疑のおもなものについて御報告申し上げます。

まず、外交方針について多くの質疑がありました。特に「北方領土に関するソ連側の主張について政府はどう

考えるか」との質疑に対し、「國後、根拠の両島は、日ソ共同宣言署名後に

互いがとけ合う機会を持つことが必要である。国連総会、安保理事会への提訴は、憲章の解釈としては考えられるが、現在の時点においてはいろいろ考

慮しなければならないと思う」との答弁がありました。

次に、最近の経済事情について、「所

得倍増計画が実施の段階に入つてわずか半年足らずの間に物価は四・五%上

がり、国際収支は、經常収支一千萬ドル、綜合収支では二億ドルの赤字との

政府予想に反し、經常収支で十億ド

ル、綜合収支では二億ドルの黒字との

起することによって日本がイニシアチブをとるべきではないか。また、別の立場から、「日ソ間でこの問題の解決

がつかない場合は、時期を見て正式の法的手段すなわち、国連総会または安全保障理事会に基

づいて、国連総会または安全保障理事会の行き過ぎにあるが、自由企業の原則のもとで手放しの高度成長政策を行なえ

ば、行き過ぎのあることは明らかである。本年春にはすでに抑制すべき段階であったのに、かえってあおるような格差の是正が目標だと約束されたのである。また、倍増計画では、所得に、本年に入つての所得を見ると、収入の伸びは高所得者ほど著しいという結果になつており、自由企業原則の矛盾がここにも現われている。政府は、これら失敗の責任を感じ、総辞職すべきではないか」との質疑が行なわれました。これに対し、池田内閣総理大臣より、「現在のことろ、国民の成長力が強く、計画よりやや進み過ぎているたる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出发以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

明るくなつてきているのであって、倍増計画は決して破綻しているのではない。古い資本主義のもとでは、えてして所得格差が拡大する傾向にあったことはいなめないけれども、農業及び中小企業対策の強化、社会保障制度の拡充、そのほか手を打つていてあるのであります。また、「国際収支を均衡させる時期について、総理は明年十一月か十二月と述べているが、そのためには三十七年度の鉱工業生産の水準を横ばいにしなくてはならない。そろすれば明年度の成長は五%以下のデフレ状態になるのではないか。七・二%の回復は不可能になるのではないか」成長を目指すとすれば、逆に国際収支の回復がありました。これに対し、成長になる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出発以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

ばかりの現在としては、明年度の経済成長率、鉱工業生産の伸びについて結果を出すのは早過ぎる。国際収支は明るくなければなりません。そこで、どうして所得格差が拡大する傾向にあったことはいなめないけれども、農業及び中小企業対策の強化、社会保障制度の拡充、そのほか手を打つていてあるのであります。また、「国際収支を均衡させる時期について、総理は明年十一月か十二月と述べているが、そのためには三十七年度の鉱工業生産の水準を横ばいにしなくてはならない。そろすれば明年度の成長は五%以下のデフレ状態になるのではないか。七・二%の回復は不可能になるのではないか」成長を目指すとすれば、逆に国際収支の回復は不可能になるのではないか」との質疑がありました。これに対し、成長になる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出発以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

ばかりの現在としては、明年度の経済成長率、鉱工業生産の伸びについて結果を出すのは早過ぎる。国際収支は明るくなければなりません。そこで、どうして所得格差が拡大する傾向にあったことはいなめないけれども、農業及び中小企業対策の強化、社会保障制度の拡充、そのほか手を打つていてあるのであります。また、「国際収支を均衡させる時期について、総理は明年十一月か十二月と述べているが、そのためには三十七年度の鉱工業生産の水準を横ばいにしなくてはならない。そろすれば明年度の成長は五%以下のデフレ状態になるのではないか。七・二%の回復は不可能になるのではないか」成長を目指すとすれば、逆に国際収支の回復は不可能になるのではないか」との質疑がありました。これに対し、成長になる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出発以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

ばかりの現在としては、明年度の経済成長率、鉱工業生産の伸びについて結果を出すのは早過ぎる。国際収支は明るくなければなりません。そこで、どうして所得格差が拡大する傾向にあったことはいなめないけれども、農業及び中小企業対策の強化、社会保障制度の拡充、そのほか手を打つていてあるのであります。また、「国際収支を均衡させる時期について、総理は明年十一月か十二月と述べているが、そのためには三十七年度の鉱工業生産の水準を横ばいにしなくてはならない。そろすれば明年度の成長は五%以下のデフレ状態になるのではないか。七・二%の回復は不可能になるのではないか」成長を目指すとすれば、逆に国際収支の回復は不可能になるのではないか」との質疑がありました。これに対し、成長になる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出発以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

ばかりの現在としては、明年度の経済成長率、鉱工業生産の伸びについて結果を出すのは早過ぎる。国際収支は明るくなければなりません。そこで、どうして所得格差が拡大する傾向にあったことはいなめないけれども、農業及び中小企業対策の強化、社会保障制度の拡充、そのほか手を打つていてあるのであります。また、「国際収支を均衡させる時期について、総理は明年十一月か十二月と述べているが、そのためには三十七年度の鉱工業生産の水準を横ばいにしなくてはならない。そろすれば明年度の成長は五%以下のデフレ状態になるのではないか。七・二%の回復は不可能になるのではないか」成長を目指すとすれば、逆に国際収支の回復は不可能になるのではないか」との質疑がありました。これに対し、成長になる点もあり、長期的に見る必要がある。特に国際収支については、過去昭和二十八年、三十二年と、相当大幅な赤字を出した例があるが、その後これを克服して黒字を見ているのであり、そのつど日本の経済は一そう高度の発展をしてきている。高度成長政策の出発以来、農村の二男、三男の問題、中小企業の低賃金の問題等、予想以上に

との質疑に対し、福永労働大臣より、「今回の補正において失対資金の引き上げができなかつたが、これにかわる何らかの措置を実施したい」との答弁がありました。

また、中小企業対策の問題として、「所得格差解消の建前からいっても、中小企業基本法の制定が必要と思うが、政府に近くこれを提案する準備があるか。今回の金融引き締め政策の結果、中小企業は、かつてない難局に直面しており、この年末を切り抜けるために一千億円程度の融資が必要とされるのじやないか」という質疑がありましたが、佐藤通産大臣から、「中小企業法の制定は必要だと信じているが、なかなか複雑多様があるので、十分に検討したつもりですが、政府はこれを提案する準備がある」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、石炭対策について、「石炭業は現在空前の危機に陥り、廃止、離職、賃下げ等、幾多の問題が相次いでいるが、政府はこれらの事態をいかに処理するつもりであるか。予算措置や資金の手当が必要だが、どうするつもりか」との質疑が、炭鉱労働者に最低賃金制をしく意思はないか。また、長期出戻目標や重油と石炭価格との均衡についてどう考へているか」などの質疑がありました。これに対し、「政府は関係閣僚を現地に派遣し、実情を調査させるとともに、石炭対策関係閣僚会議を開いて、当面直ちに必要な離職者対策、中小金融対策を決定したが、このほか最低賃金審議会を開き、その答申を待つてすみやかに実施したい。国内炭小企業が市中の金融機関の資金を使用している量は実に五兆円に上るので、これら金融機関の中小向け貸し出し比率を落とさせぬよう強い行政指導

をやっている。大企業の金融難から中金の量や金融の実情を考慮しつつ十分に善処した」との旨の答弁がありました。

次に、石炭対策について、「石炭業は現在空戸の危機に陥り、廃止、離職、賃下げ等、幾多の問題が相次いでいるが、政府はこれら的事態をいかに処理するつもりであるか。予算措置や資金の手当が必要だが、どうするつもりか」との質疑が、炭鉱労働者に最低賃金制をしく意思はないか。また、長期出戻目標や重油と石炭価格との均衡についてどう考へているか」などの質疑がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部の上層農家に利益を与えることになり、所得格差はかえつて開くことにならないか」との質疑があり、また、「自由米の構想では、不確定の買い入れ数量をもつて政府は義務的配給量を確保しなければならないことになる。売り惜しみ、または買

い占め等によってバランスがくずれたならばどう対処するのか」との質疑がありました。これに対し河野農林大臣より、「米価はほかの農産物価格の基礎となつておらず、農業の再生産の基礎とは何ら不安はないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、米価の引き上げは必ずしも一部農家のみの利益だけではないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部の上層農家に利益を与えることになり、所得格差はかえつて開くことにならないか」との質疑があり、また、「自由米の構想では、不確定の買い入れ数量をもつて政府は義務的配給量を確保しなければならないことになる。売り惜しみ、または買い占め等によってバランスがくずれたならばどう対処するのか」との質疑がありました。これに対し河野農林大臣より、「米価はほかの農産物価格の基礎となつておらず、農業の再生産の基礎とは何ら不安はないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部農家のみの利益だけではないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部農家のみの利益だけではないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部の上層農家に利益を与えることになり、所得格差はかえつて開くことにならないか」との質疑があり、また、「自由米の構想では、不確定の買い入れ数量をもつて政府は義務的配給量を確保しなければならないことになる。売り惜しみ、または買

い占め等によってバランスがくずれたならばどう対処するのか」との質疑がありました。これに対し河野農林大臣より、「米価はほかの農産物価格の基礎となつておらず、農業の再生産の基礎とは何ら不安はないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部農家のみの利益だけではないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

官報(号外)によれば、食糧管理特別会計の赤字補てんに関連して、「六百万の農家のうち、米の売り上げが十萬円以上ある農家はわずかに九十万戸にすぎない。米価を引き上げることは一部農家のみの利益だけではないので、この見方がはつきりすれば、おのずから落ちついてくるものと思う」との答弁がありました。

討論を終わりまして、採決の結果、予算委員会に付託されまし<sup>た</sup>昭和三十六年度予算補正二案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野潤平君) 両案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。永岡光治君。

【永岡光治君登壇、拍手】

○永岡光治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております昭和三十六年度予算補正二案に反対の討論を行なわんとするものであります。

反対の第一の理由は、本補正予算そのものが、池田内閣の経済政策の破綻によってその編成を余儀なくされるに至つたものであるにもかかわらず、この経済政策の失敗による国民生活の犠牲の教訓について、ほとんど何ら有効な予算措置がとられていないといふことであります。池田内閣は、昨年秋以来、所得倍増、高度成長を唯一の旗じるとして、積極予算の編成、低金利政策の強行等により、いやが上に

も成長ムードをあり立て、その結果、民間設備投資は三兆八千億円ないし四兆円といふ驚くべき高水準に達したのであります。この水準は、所得倍をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野潤平君) 両案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。永岡光治君。

【永岡光治君登壇、拍手】

○永岡光治君 私は、日本社会党を代

表して、ただいま議題となつております昭和三十六年度予算補正二案に反対の討論を行なわんとするものであります。

支を極度に悪化させるに至つたのです。反対の第一の理由は、本補正予算そのものが、池田内閣の経済政策の破綻によってその編成を余儀なくされるに至つたものであるにもかかわらず、この経済政策の失敗による国民生活の犠牲の教訓について、ほとんど何ら有効な予算措置がとられていないといふことであります。池田内閣は、昨年秋以来、所得倍増、高度成長を唯一の旗じるとして、積極予算の編成、低金利政策の強行等により、いやが上に

も成長ムードをあり立て、その結果、民間設備投資は三兆八千億円ないし四兆円といふ驚くべき高水準に達したのであります。この水準は、所得倍をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野潤平君) 両案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。永岡光治君。

【永岡光治君登壇、拍手】

○永岡光治君 私は、日本社会党を代

表して、ただいま議題となつております昭和三十六年度予算補正二案に反対の討論を行なわんとするものであります。

支を極度に悪化させるに至つたのです。反対の第一の理由は、本補正予算そのものが、池田内閣の経済政策の破綻によってその編成を余儀なくされるに至つたものであるにもかかわらず、この経済政策の失敗による国民生活の犠牲の教訓について、ほとんど何ら有効な予算措置がとられていないといふことであります。池田内閣は、昨年秋以来、所得倍増、高度成長を唯一の旗じるとして、積極予算の編成、低金利政策の強行等により、いやが上に

も成長ムードをあり立て、その結果、民間設備投資は三兆八千億円ないし四兆円といふ驚くべき高水準に達したのであります。この水準は、所得倍をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野潤平君) 両案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。永岡光治君。

【永岡光治君登壇、拍手】

○永岡光治君 私は、日本社会党を代

表して、ただいま議題となつております昭和三十六年度予算補正二案に反対の討論を行なわんとするものであります。

支を極度に悪化させるを得ないという羽目に追ふことになります。しかし、この段階に至りましたても、なむづかしく高度成長政策は誤りではない、たゞその行き過ぎを是正するだけだと強調をして、その責任を回避しようとする方針をとっていますが、このよう

片の誠意すら見ることができないのは、きわめて遺憾といわなければなりません。(拍手)石炭政策転換の根本問題については、わが党は別に要求することとなつてゐるのですが、少なくともこの補正予算においては、最小限度のものでも緊要な対策費を計上することが絶対必要であります。

このように、池田内閣は、この補正予算において、その経済政策の失敗によつて危殆に瀕した国民生活の安定を確保するための予算措置をほとんどとつていいのであります。このことこそ、この補正予算の根本的な性格の問題として、わが党が断してこれを承認するとのきな第一の理由があつて、あります。

反対の第一の理由は、本補正予算の

四つの柱であります災害対策費、給与改善費、食管会計への繰り入れ及び地

方交付税交付金は、いずれもその予算措置がきわめて不十分であります。

ます第一に、災害対策費であります

が、政府の災害対策はきわめてお粗末

であります。いまにいたしましても、

この補正予算の災害対策費百四十九億

円では不足すること明らかであります。

ましても、今回の補正予算に計上され

た災害対策費はあまりにも不十分であ

ります。

りまして、少なくともこの上に旱害対

策費を追加するほか、第二室戸台風被

害対策の最も緊急を要する部分は、予

備費といふようなあいまいなものでな

く、明確に災害対策費として計上すべ

きであると思ふのであります。さらに

災害復旧について、公共施設の復旧の

必要なことは言うまでもありません

が、それと同時に、被害を受けまし

た国民の生活をすみやかに救援」、そ

の生活再建を援助するといふ、罹災者

援護措置がきわめて重要なことも論を

待たないところであります。ことに恵

まれない環境の中に生活をしている低

所得層が常に最大の被災者であること

に思いをいたしますならば、なおさら、

このことは緊急の必要事であるのであ

ります。この補正予算が、このような

個人被害の救済対策について何ら考慮

していないのは、はなはだ遺憾千万で

あります。

以上申し述べましたように、災害対

策、公務員給与、食管会計への繰り入

れ、地方交付税交付金のいずれも予算

措置が不十分で、わが党としてはどう

いこれを承認するわけには参らない

のであります。これがこの補正予算に

反対する第一の理由であります。

以上を要するに、最初に指摘いたし

ましたように、池田内閣の高度成長政

策は、その実施後わずか半年にして完

全に破綻を来たし、一方では高度成長

に基づく国際収支の危機を克服するた

であります。いまにいたしましても、

あります。

この補正予算の災害対策費百四十九億

円

であります。

ると思ふのであります。

第三に、食管会計への繰り入れにつ

いてであります。

食管会計の赤字補て

んのための繰り入れは、これはもとよ

り当然の措置であります。

ただこの

際、食管の赤字に関連をいたしまして

指摘しておく必要があると思ひます。

とは、この赤字の中には、政府の責任

院勧告そのものが、すでに本年の物価

及び生計費の上昇率の実情からして、

昨年の勧告よりも小幅な給与水準の引

き上げにとどまつて、ということに

ついて、きわめて不満であります。同

時にまた、従来から公務員職員団体が

要望しております給与体系の是正が無

視されているとともに、はなはだ不満

があるのです。にもかかわらず、政府は、さらにその実施時期を、

勧告の五月から十月におくらせるな

ど、人事院勧告からさへも大幅に後退

す。公務員給与改善費につきまして、

した予算措置をとつてゐるのでありま

す。公務員給与改善費につきまして、

は、公務員の職員団体が要求してお

りますよう、給与の不合理の根本的

正をはかり、交渉の最終的結果につい

て所要の予算を計上するのが当然であ

ると思ふのであります。

第四に、地方交付税交付金であります

が、大法人向け租税特別措置は、大

資本の過大な設備投資を促進してい

る要因であると同時に、著しく租税公平

の原則に反するので、これを廢止すべ

きであります。その他、租税の自然増

収も、政府がこの補正予算に計上して

いるよりもはるかに多いことは確實で

あります。すなわち、その第一

で赤字となつてあるとい

うことであります。そこで、第一

は、金利の部分で、政府は食管の金線

について、国庫余裕金をあまり使つて

いないために金利負担がかさみ、これ

が赤字の原因の一端となつてゐるとい

う事があるのであります。さらには

あるいは国鉄運賃の値上げによる輸送費

の増大、これらまたそれぞれ赤字増加

の一因となつてゐるのであります。

これらはしかし政府としては当然その補

償裏づけをすべきものであります。

その裏づけをしないで、膨大な食管の

生産者に負担

させる立場に立つて赤字を特に強調す

## (号外)

官

め、高度成長そのものを押さえざるを得なくなつたと同時に、他方では、高度成長で利益を受ける大企業や高額所得層と、成長政策から取り残され、そのしわ寄せを受ける中小企業、労働者、農民その他の低所得層との所得格差は、かえつてますます拡大の一途をたどりつつあるのであります。このようないまだかつてない経済政策の失敗に対して、池田首相は何ら責任をとらうとしないばかりか、今後の対処策に関しましても何ら具体的な方策や明確な見通しを示さうとしないのであります。池田首相は、来年の秋には国際收支の均衡を回復すると言つております。池田首相は、来年中に国際収支の均衡を回復するためには、来年度の経済成長率を思が、来年中に国際収支の均衡を回復す

ます。池田首相は、来年の秋には国際収支の均衡を回復すると言つております。池田首相は、高度成長をめざしてしてもらきわめで明瞭であります。私は、高度成長政策の破綻に伴う国民生活の犠牲の救濟について、何ら適切な措置をとつてない本補正予算に、断固反対するとともに、この破綻した高度成長政策、大資本中心の誤れる経済政策の一目もすみやかなる転換を強く要求をいたしました。私の反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 苫米地英俊君。  
〔苫米地英俊君登壇、拍手〕  
○苫米地英俊君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十六年度一般会計並びに同特別会計予算補正二件に対し、賛成の意を表明せんとするものであります。

員によつてその責任を追及されますや、国際収支の均衡回復は一応来年の秋をめどとしているが、事情によつては少し延ばしてもいいなどと、きわめてあいまいかつ無責任きわまる答弁をいたしております。高度成長政策に失敗した池田内閣が、その收拾についても何らの成算も確信も持たないことは、この一事をもつてしてもらきわめで明瞭であります。私は、高度成長政策の破綻に伴う国民生活の犠牲の救済について、何ら適切な措置をとつてない本補正予算に、断固反対するとともに、この破綻した高度成長政策、大資本中心の誤れる経済政策の一目もすみやかなる転換を強く要求をいたしました。私の反対討論を終るものであります。(拍手)

ます。○議長(松野鶴平君) 苫米地英俊君。  
〔苫米地英俊君登壇、拍手〕  
○苫米地英俊君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十六年度一般会計並びに同特別会計予算補正二件に対し、賛成の意を表明せんとするものであります。

今回の予算補正の最も大きな項目は、申すまでもなく、災害対策に関連するものです。本年度は、六、七月の梅雨前線豪雨、九月の第二室戸台風など相当大規模な災害が発生しましたが、政府は現行の法令と既定の活保護基準の引き上げ、公立文教施設の改定、食糧管理特別会計への繰り入れ、地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金の追加を内容とするものであります。そして、その総額は九百九十七億円になります。これらの経費は、緊急にしてやむを得ない性質のものであります。政府は、最近の経済情勢に上っております。これらの経費は、緊急にしてやむを得ない性質のものであります。政府は、最近の経済情勢に上っております。これらは当然の措置であります。これは、政府は、最近の経済情勢に上っております。これらは当然の措置であります。政府は、最近の経済情勢に上っております。これらは当然の措置であります。

今回も予算補正是、一般会計におき

ます。

するものであります。本年度は、六、七月の梅雨前線豪雨、九月の第二室戸台風など相当大規模な災害が発生しましたが、政府は八月上旬、

家公務員との間に再び相当な格差が生じました。政府は八月上旬、人事院の行なつた勅告を尊重いたしま

して、初任給の改善、中位以下の職員の給与の引き上げ及び科学技術振興の趣旨に沿う給与改善を行なうとともに、期末手当の増額、初任給調整手当の改善並びに通勤手当の支給限度の引き上げを行なうこととしたとしております。当然の措置として賛成をいたします。

第三に、政府は生活保護基準の引き上げを行なうことにしておりま

す。生活保護基準は、本年度当初予算において大幅な改善が行なわれたのです。当然の措置として賛成をいたします。

第三に、政府は生活保護基準の引き上げを行なうことにしておりま

す。生活保護基準は、本年度当初予算において大幅な改善が行なわれたのです。当然の措置として賛成をいたします。

第三に、政府は生活保護基準の引き上げを行なうことにしておりま

生活保護基準の引き上げに対応して、政府はまた養護施設等における収容措置兒童の飲食費及び日常諸費の単価の改定を行なおうとしておりまます。当然の措置であるといわなければなりません。

第四に、政府は、公立文教施設と公営住宅について建築単価の改定を行なうこととしております。最近の経済情勢にかんがみて、政府は、官庁營繕や公共事業の不急部門の事業を繰り延べることにいたしております。公立文教施設と公営住宅については、あくまで既定方針を遂行するという見地から、木材の値上がりその他に基因する建築費の上昇に見合つて、補助単価の改定を行なおうとしております。一方において官庁營繕等を押えながら、公立文教施設と公営住宅について補助単価の改定を行なつて、既定計画の実施に支障なからしめんとする点に、私は、國民教育、國民生活に対する政府の配慮を見出して、意を強らするものであります。

以上、予算補正の重要な項目について簡単な考察を加えましたが、これらの

事項はすべて國民生活の安定と向上に關係するものであります。私は、今回の補正予算の主なる内容が實に國民生活の安定向上にあることを特に強調いたしたいと存じます。

今回の予算補正是、以上のほか、食管特別会計への繰り入れ、地方交付金の追加並びに一般会計の予算補正に因連する特別会計の補正を含んでおりますが、そのいずれも必要かつ適切なものであると認められます。私は補正予算二件に対しまして、心からなる賛意を表するものであります。

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手)

### ○議長(松野鶴平君) 田上松衛君。

[田上松衛君登壇、拍手]

○田上松衛君 民主社會党を代表いたしました。予算補正案二件に対し、政黨の建設的改善意見を若干述べながら、原案に反対の意思を明らかにいたします。

政府提出の補正予算案が、いかに現

る事実は、二十日現在の外貨手持ちは

十五億数百万ドルに減少して、本月末には十五億ドル台を割ることが必至になつたこと、また株価が旧ダウが千三百円すれすれ低下していることで明らかであります。政府のいかなる積明にかであります。

田總理が本国会当初における施政方針の表明とはすでに大きくずれておりまして、デフレ政策をとらざるを得ない羽目に陥ることが必要となりつあることはいなめません。したがつて、政府は来たる通常国会には、總理が好む正案を提出いたしまして、デフレ政策による國民經濟と國民生活の被害を補正されると好まさるにかかわらず、再び予算補正案を提出いたしまして、デフレ政策による國民經濟と國民生活の被害を補

正されると好まさるにかかわらず、再び予算補正案を提出いたしまして、デフレ政策による國民經濟と國民生活の被害を補

災害対策費等の当然補正を行なうだけ

でなくして、みずから政策の失敗を率直に認めまして、むしろ当初予算の補強を行なう譲りを示すべきである

と存ずるのであります。

まず、災害対策費について申し上げます。災害対策費が全然計上されてお

ますが、防災施設が不備ないし不完全なために失われた尊い人命や個人財産を表するものであります。

また、政府がほんとうに人事院

がみまして、政府がほんとうに人事院

と重複いたしまして、ますます民間給

水準との格差を拡大させることは、小学校の生徒でも計算できるはずである

と考えるのであります。しかも、現時

点では明らかに本年度予算に十分の余裕財源が認められています事實にかん

がみまして、政府がほんとうに人事院

は、同時に日雇い登録労務者の給与を引き上げるべきが当然でありまして、また建築単価の改定が必要と認めまする限りにおいては、公共事業全般にわたって予算単価の引き上げを行ない、もつて公共事業の大部分の実施をゆだねておりまするところの地方公共団体をして、物価高のため事業難に陥らないように補正措置をとるのが当然であります。政府案はこれらの措置を全く怠つてゐるのであります。

第五には、今回の政府案の大きな特徴は、九百九十七億円余の歳出補正増額の財源をすべて本年度税収の自然増をもつて充ててあるところにあります

が、本年度租税印紙収入の伸びは、九月末までに予算額の五三・六%を収納しております。これは三十五年度の九月末の四五・八%に比べまして、実に七・八%の伸びを示してゐるのであります。今日までの企業活動、個人所得の伸びから見まするならば、年度末までには、当初予算に対する収入歩合の伸びは優に一割近くに達しまして、自然増は実に三千億円近くに上がるこ

とは必至であります。私どもはこの見

地に立ちまして、今回の補正は、医療保険関係並びに農業対策関係等の本年度予算について根本的補強を行ない、かつ所得税の年度内減税を断行すべきであると考えるものであります。すなわち第一に、国民皆保険が実現しておられますところの現在、診療費の値上がり、医療内容の充実が国民の医療費負担を重加しないよう、各医療保険会計予算に対する国庫負担率を引き上げることであります。第二には、貿易自由化に備えまして、農業近代化を急がねばならぬ現在でございますが、農業系統資金をフルに活用するよう、制度化された農業近代化資金の原資を大胆積極的に大幅引き上げを行ひべきだと存ずるのであります。

さらにもう一つ、所得税の基礎控除と偶者控除を一万円引き上げまして、これを明年一月から実施すべきことを主張するのであります。第六に指摘しなければならぬ点は、政府は閣議決定をもつて国際取支の改善策を打ち出し、その中で官庁營繕費

や公共事業の不急部門を繰り延べる方針を明らかにしておりまするけれども、事実においては、今回の補正の中にもこれを具体化しておりません。このことは、政府が一方では、設備投資の膨張抑制、輸入金融抑制のために金融春以降と見るのが今日の常識となつておられます。政府はこうした経済見通しを隠しまして、今日金融難にあつてからは財政面の不急不用費の節減の努力すらも示さないことを意味しております。かくては、馬の耳に念仏のそしりは、いつたいどっちが受けるべきかと言わなければならぬと思います。したがつて、政府は、本年度下期に一般会計予算の三省相当額を節減するよう予算補正を行ない、行政当局がみずから行動をもつて、国際取支改善の誠意と模範を示すべきであると進言いたしますのであります。

第七に、わが国の経済情勢は、池田総理のくどいほどの答弁いかんにかかわらず、景気後退に向かいつつある事実は、何人も否定できないところであります。政策転換は、政府が公定歩合を引き下げました一月に、むしろ逆に公定歩合引き上げをもつて開始すべきであります。政策転換は、政府が公定歩合をもつてまかない得るのであります。

○議長(松野鶴平君) 過半數と認めます。よつて両案は可決せられました。次回の議事日程は、決定次第、公報

〔賛成者起立〕  
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半數と認めます。よつて両案は可決せられました。次回の議事日程は、決定次第、公報

〔賛成者起立〕  
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

竹中 恒夫君	田中 清一君	曾孙 益君	千葉 信君
櫻井 志郎君	加賀山之雄君	木内 四郎君	鶴園 哲夫君
柏原 ヤス君	大泉 寛三君	吉武 恵市君	天坊 裕彦君
原島 宏治君	下條 康麿君	永野 譲君	坂本 昭君
白井 勇君	鈴木 恭一君	寺尾 豊君	松永 忠二君
小平 芳平君	三木與吉郎君	野村吉三郎君	森 元治郎君
苦米地英俊君	田中 啓一君	中野 文門君	中村 順造君
高瀬莊太郎君	市川 房枝君	山本 利壽君	重政 廉徳君
堀 末治君	村松 久義君	木島 義夫君	劍木 亨弘君
村上 義一君	藤野 繁雄君	鹿島 俊雄君	永岡 光治君
笠森 順造君	北條 勝八君	赤間 文三君	亀田 得治君
泉山 三六君	杉原 荒太君	林田 正治君	大和 与一君
野上 進君	黒川 武雄君	松野 孝一君	西川 喜五郎君
谷村 貞治君	山本 杉君	上林 忠次君	中田 吉雄君
岸田 幸雄君	天埜 良吉君	高橋 衡君	下村 定君
米田 正文君	鳥島徳次郎君	河野 謙三君	小酒井義男君
金丸 富夫君	北畠 敦真君	小林 武治君	木村祐八郎君
徳永 正利君	岸上 為治君	井上 清一君	平島 敏夫君
増原 恵吉君	手島 栄君	館 哲二君	前田 久吉君
大谷藤之助君	石谷 純男君	河野 謙三君	大谷 敏雄君
後藤 義隆君	前田佳都男君	柴田 栄君	松平 勇雄君
勝俣 桃君	佐野 廣君	安井 久保	岩間 正男君
最上 英子君	鍋島 直紹君	古池 信三君	基 政七君
岩沢 忠恭君	上原 正吉君	小山邦太郎君	大矢 正君
野本 品吉君	小柳 牧衛君	高橋進太郎君	田上 松衛君
千葉千代世君	野上 元君	古池 信三君	平林 剛君
山本伊三郎君	山本伊三郎君	木暮武太夫君	藤田藤太郎君
國務大臣			
重盛 壽治君	成瀬 輝治君	佐野 武君	郵政大臣
佐多 忠隆君	松浦 清一君	戸叶 武君	建設大臣
藤原 道子君	岡 一君	平林 剛君	労働大臣
政府委員			
総理府總務長官 小平 久雄君	田中 一君	國務大臣	國務大臣
[参照]			
十月二十一日議長において、左の通り 議席を変更した。			
内藤 信一君	近藤 信一君	羽生 三七君	八八
赤松 常子君	内村 清次君	江田 三郎君	斎藤 昇君
棚橋 小虎君	西郷吉之助君	西郷吉之助君	

昭和三十六年十月二十一日 參議院會議錄第十号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価 一部  
「良質紙」十五円  
(郵料費は二十円)  
發行所  
東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三一五  
郵便